令和元年9月19日施行令和3年12月16日改正

(目 的)

第1条 本ガイドラインは学校法人富澤学園 東北文教大学(東北文教大学短期大学部含む、 以下「本学」とする)の研究活動上の責任体系および不正防止体制等を定め、それを徹底および遵守するとともに、適正な研究活動を一層推進することを目的と する。

(最高管理責任者)

第2条 大学全体を統括し、研究活動および研究費の運営・管理について最終責任を負う 最高管理責任者は学長とする。最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

(統括管理責任者)

第3条 最高管理責任者を補佐し、研究活動および研究費の運営・管理について大学全体を 統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、副学長とする。 統括管理責任者は、その責任と権限の範囲において公正な研究活動を推進するため の適切な措置を講ずるものとする。

(経費管理責任者)

第4条 研究費の事務処理について、実質的な責任と権限を持つ経費管理責任者は事務長と する。

(事務処理手続相談窓口)

第5条 研究費の事務処理手続相談窓口は、総務課とする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育の実施について、実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者は、 副学長とする。 研究倫理教育責任者は、研究者に対し研究倫理教育を定期的に行 わなくてはならない。

(研究倫理教育)

第7条 研究倫理規定は別途「学校法人富澤学園東北文教大学・東北文教大学短期大学部研究倫理規程」を定める。また、研究活動に関わる全ての研究者は、研究倫理教育を定期的に受講しなくてはならない。

(研究データの保存と開示)

第8条 研究者は研究によって得たデータを一定期間(年間)保存し、必要に応じて開示する義務を負う。

(通報・告発の受付窓口)

第9条 研究活動における不正行為および研究費の不正使用に関する大学内外からの通報・告発・相談の受付窓口は、総務課とする。

受付窓口連絡先は以下のとおりとする。

- (1) 電話 023-688-2298
- (2) Fax 023-688-6438
- (3) E-mail soumu@t-bunkyo.ac.jp

(不正行為及び研究費の不正使用調査の取扱い)

第10条 不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、「東北文 教大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき必要 な調査を行うものとする。

(懲戒処分)

第 11 条 不正が認定された場合は、「学校法人富澤学園東北文教大学就業規則」・「学校法人 富澤学園東北文教大学短期大学部」第 11 章に基づき処分を行うものとする。